

議案第34号

沼田市介護保険条例の一部を改正する条例について

沼田市介護保険条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和3年2月25日提出

沼田市長 横山 公一



沼田市介護保険条例の一部を改正する条例

沼田市介護保険条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成30年度から平成32年度」を「令和3年度から令和5年度」に改め、同項第1号中「37,100円」を「37,400円」に改め、同項第2号中「52,000円」を「52,400円」に改め、同項第3号中「55,700円」を「56,100円」に改め、同項第4号中「66,800円」を「67,400円」に改め、同項第5号中「74,300円」を「74,900円」に改め、同項第6号中「89,100円」を「89,800円」に改め、同号イ中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「額とする。以下この項において」を「額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下」に改め、同項第7号中「96,500円」を「97,300円」に改め、同号イ中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「111,400円」を「112,300円」に改め、同号イ中「200万円以上300万円」を「210万円以上320万円」に改め、同項第9号中「126,300円」を「127,300円」に改め、同号イ中「300万円」を「320万円」に改め、同項第10号中「141,100円」を「142,300円」に改め、同条第2項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「令和元年度にあっては27,800円、令和2年度にあっては22,200円」を「22,400円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「令和元年度にあっては42,700円、令和2年度にあっては33,400円」を「33,700円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度まで」に、「令和元年度にあっては53,800円、令和2年度にあっては52,000円」を「52,400円」に改める。

第6条第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する」を削る。

附則に次の1条を加える。

（令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例）

第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号イ、第7号イ、第8号イ及び第9号イに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号イ中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法（昭和4

0年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の沼田市介護保険条例第3条の規定は、令和3年度から令和5年度までの各年度における介護保険料について適用し、令和2年度までの介護保険料については、なお従前の例による。